

R7年度

# 移住定住環境整備事業補助金のご案内

平戸市では「ずっと住み続けたい」「住んでみたい」と思える魅力的なまちを実現するため、下記の制度を設け取組みを行っています。平戸市に移住・定住される際には、ぜひご利用ください。

事業名	対象者	補助対象住宅等	補助率及び補助額	申請期限	申請種別	申請添付書類										
<b>1 新規転入者住宅取得支援事業</b>  <small>取得物件確認のため、申請時に日程調整のうえ、ご自宅を訪問させていただきます(外見・内見)。</small>	新規転入者で本市に住所を定め5年以内に住宅を取得したもので、本市に定住及び自治組織に参加する意思を有するもの。  <small>※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外</small>	<b>市内業者により建設された新築住宅</b> <small>右表で算出した価格【上限200万円】 ※グリーンヒルズ加算あり</small>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新築面積(㎡)</th> <th>算出価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1㎡～100㎡未満</td> <td>170,000円×面積×10%</td> </tr> <tr> <td>100㎡～150㎡未満</td> <td>162,000円×面積×10%</td> </tr> <tr> <td>150㎡～200㎡未満</td> <td>153,000円×面積×10%</td> </tr> <tr> <td>200㎡～</td> <td>145,000円×面積×10%</td> </tr> </tbody> </table>	新築面積(㎡)	算出価格	1㎡～100㎡未満	170,000円×面積×10%	100㎡～150㎡未満	162,000円×面積×10%	150㎡～200㎡未満	153,000円×面積×10%	200㎡～	145,000円×面積×10%	住宅を取得した日(住宅の引渡し日)から1年以内  	建築後の申請	①住民票謄本 ②住宅取得に要する経費を明らかにできる書類(売買契約書、工事請負契約書の写し、見積明細等) ※中古住宅取得の場合、売買契約書等の写し ③取得した建物の登記事項証明書または建築基準法に基づく検査済証の写し ※中古住宅の場合、登記事項証明書 ④住宅取得に要した経費を明らかにできる書類(領収書またはこれに準ずるもの写し等) ⑤転入前3年以上、他の市町村の住民基本台帳に登録されていたことを明らかにできる書類(戸籍の附票等) ⑥本市に住所を定める誓約書 ※空き家バンク登録物件を購入し、改修後でなければ本市に住民登録し、物件に居住することができない場合など ⑦その他必要と認める書類
		新築面積(㎡)	算出価格													
		1㎡～100㎡未満	170,000円×面積×10%													
100㎡～150㎡未満	162,000円×面積×10%															
150㎡～200㎡未満	153,000円×面積×10%															
200㎡～	145,000円×面積×10%															
<b>市外業者により建設された新築住宅</b> <small>右表で算出した価格【上限100万円】 ※グリーンヒルズ加算あり</small>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新築面積(㎡)</th> <th>算出価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1㎡～100㎡未満</td> <td>170,000円×面積×5%</td> </tr> <tr> <td>100㎡～150㎡未満</td> <td>162,000円×面積×5%</td> </tr> <tr> <td>150㎡～200㎡未満</td> <td>153,000円×面積×5%</td> </tr> <tr> <td>200㎡～</td> <td>145,000円×面積×5%</td> </tr> </tbody> </table>	新築面積(㎡)	算出価格	1㎡～100㎡未満	170,000円×面積×5%	100㎡～150㎡未満	162,000円×面積×5%	150㎡～200㎡未満	153,000円×面積×5%	200㎡～	145,000円×面積×5%	取得後の申請				
新築面積(㎡)	算出価格															
1㎡～100㎡未満	170,000円×面積×5%															
100㎡～150㎡未満	162,000円×面積×5%															
150㎡～200㎡未満	153,000円×面積×5%															
200㎡～	145,000円×面積×5%															
<b>空き家バンク登録物件</b>	住宅取得費(宅地を含む)の7%又は50万円のいずれか低い額	取得後の申請														
<b>2 市内在住者住宅取得支援事業</b>  <small>取得物件確認のため、申請時に日程調整のうえ、ご自宅を訪問させていただきます(外見・内見)。</small>	市内在住者で新たに住宅を取得するもので、本市に定住及び自治組織に参加する意思を有するもの。  <small>※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外</small>	<b>市内業者により建設された新築住宅</b>  <small>※グリーンヒルズ加算あり</small>	30万円。ただし、高校生以下の児童・生徒が同居する場合、1人につき10万円を加算する。	住宅を取得した日(住宅の引渡し日)から1年以内	建築後の申請	①住民票謄本 ②建物の登記事項証明書 ③住宅取得に要する経費を明らかにできる書類(工事請負契約書の写し、見積明細等) ④住宅取得に要した経費を明らかにできる書類(領収書またはこれに準ずるもの写し等) ⑤事業にかかる改修前、改修後の写真 ⑥転入前3年以上、他の市町村の住民基本台帳に登録されていたことを明らかにできる書類(戸籍の附票等) ⑦本市に住所を定める誓約書 ※空き家バンク登録物件を購入し、改修後でなければ本市に住民登録し、物件に居住することができない場合など ⑧その他必要と認める書類										
		<b>空き家バンク登録物件</b>	住宅取得費(宅地を含む)の7%又は30万円のいずれか低い額													
<b>3 中古住宅改修費用支援事業</b>  <small>改修物件確認のため、申請時及び改修後に日程調整のうえ、ご自宅を訪問させていただきます(外見・内見)。</small>	市の空き家バンク制度を利用して中古住宅を取得又は賃借した新規転入者で、本市に定住及び自治組織に参加する意思を有するもの又は市内に中古住宅を所有しているもの。  <small>※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外</small>	平戸市の空き家バンクに登録した物件で、居宅の用に供するため改修する経費及び放置されていた家財道具の撤去費用。ただし、市の交付決定日以後の経費に限る。	【新規転入者】 補助対象経費の1/2以内とし、50万円を限度とする。  【市内在住者】 補助対象経費の1/2以内とし、30万円を限度とする。	中古住宅を取得又は賃借した日から1年以内。 ただし、市内に中古住宅を所有している者が行う場合は、この限りでない。	事業着工前に申請を行う必要があります。	①住民票謄本 ②建物の登記事項証明書 ③住宅改修に要する経費を明らかにできる書類(工事請負契約書の写し、見積明細等) ④住宅改修に要した経費を明らかにできる書類(領収書またはこれに準ずるもの写し等) ⑤事業にかかる改修前、改修後の写真 ⑥転入前3年以上、他の市町村の住民基本台帳に登録されていたことを明らかにできる書類(戸籍の附票等) ⑦本市に住所を定める誓約書 ※空き家バンク登録物件を購入し、改修後でなければ本市に住民登録し、物件に居住することができない場合など ⑧その他必要と認める書類										
		【中古住宅を所有している人へ】 空き家バンク登録物件の早期成約につなげることを目的として、事前に改修する場合にご利用ください(成約相手方・候補者が決まってからの改修は不可)。また、前述の目的により補助するため、改修後は引き続き空き家バンクに登録し、交渉・成約は空き家バンク制度を利用することをお願いします。														
<b>4 Uターン者促進住宅改修支援事業</b>  <small>改修物件確認のため、申請時及び改修後に日程調整のうえ、ご自宅を訪問させていただきます(外見・内見)。</small>	Uターン者で、本市に定住及び自治組織に参加する意思を有するもの又は移住したものの親族(4親等まで)で市内に一戸建て住宅を所有しているもの。  <small>※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外</small>	Uターン者又はその親族(4親等以内)が所有する市内の空き家(一戸建て住宅)で、Uターン者の居宅の用に供するため改修する経費。ただし、市の交付決定日以後の経費に限る。	補助対象経費の1/2以内とし、30万円を限度とする。ただし、高校生以下の児童・生徒が同居する場合、1人につき10万円を加算する。	Uターン者が本市に転入した日から5年以内。又は、転入前の改修については、転入前1年以内。	事業着工前に申請を行う必要があります。	“中古住宅改修費用支援事業”の添付書類に加え、下記の書類を添付 ○戸籍謄本 ※戸籍謄本で申請者と改修物件所有者が親族(4親等以内)であるか確認ができない場合、別途確認できる書類をご提出ください。 ○Uターン者であることが確認できる書類										
																
<b>5 移住費用支援事業</b>	新規転入者で、本市に定住及び自治組織に参加する意思を有するもの。  <small>※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外</small>	市外から平戸市へ移住する際に生じる荷物運搬料及び交通費(有料道路代、燃料費等)	補助対象経費の2/3以内とし、20万円を限度とする。	本市に転入した日から1年以内	転入後の申請	①住民票謄本 ②移住する際に生じた荷物運搬料及び交通費に係る領収書等 ③転入前3年以上、他の市町村の住民基本台帳に登録されていたことを明らかにできる書類(戸籍の附票等) ④その他必要と認める書類										

## 用語の定義

- 定住** 平戸市の住民として永住の意志をもって居住し、5年以上継続して住民登録し、かつ、生活の本拠が平戸市にあること。
- 新規転入者** 転入前3年以上、平戸市以外に住民登録していた人で、本市に定住を目的として住所を定め5年を経過していないもの又は本市に定住を目的として住所を定める旨の誓約書を提出したものを。
- Uターン者** 新規転入者のうち過去市内に住所を有していたもの。
- 市内在住者** 市内に住所を有するもの(住民登録している人)。
- 空き家** おおむね1年以上居住その他の使用がなされていない状態の建築物。(ただし、2分の1以上が居住用であること)
- 新築** 自己の居住の用に供するための建物を新たに建設し、居住の用に供したことの無い住宅(建設工事の完了の日から起算して1年を経過されたものを除く)をいう。ただし、相続、贈与、その他取得対価を伴わない事由により建物を取得した場合を除く。
- 中古住宅** 過去に人の居住のために使用されていた物件で、売却又は5年以上引き続き賃貸できる物件で、平戸市の空き家バンクに登録されたもの。
- 市内業者** 平戸市内に事務所を有する住宅建設関連業者で、建設業法に基づく許可を受けた法人又は個人で市長が認めるもの。
- 市外業者** 平戸市外に事務所を有する住宅関連事業者で、建設業法に基づく許可を受けた法人又は個人で市長が認めるもの。

## ※ グリーンヒルズ加算あり

左記補助金のうち、平戸市分譲宅地「グリーンヒルズ」を平戸市から購入し、新築した場合、住宅取得支援事業補助金に20万円を加算します。

## ご注意ください!

- 以下の要件に該当する場合、補助金の全部又は一部を返還いただきます。
- ①補助金の交付要件を欠くに至ったとき
  - ②虚偽、その他の不正な手段により、当該補助金の交付を受けたとき
  - ③当該補助金を目的外に使用したとき
  - ④補助金の交付を受けた日から5年以内に交付対象となった住宅を売り渡し、または居住しなくなった、もしくは解体したとき
  - ⑤その他、補助金交付の規定に違反したとき

## お問い合わせ先

平戸市 財務部 企画課 移住・定住政策班  
 ..... TEL 0950-22-9105  
 ..... E-mail:teiju@city.hirado.lg.jp